

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 205 「自社利用のソフトウェアに関する会計処理」

自社利用のソフトウェアに関する会計処理について説明します。

自社利用のソフトウェアの資産計上の検討に際しては、そのソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるという要件が満たされているか否かを判断する必要があります。判断の結果として、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合は無形固定資産に計上し、確実であると認められない場合又は確実であるかどうか不明な場合には、費用処理します（研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針（以下「実務指針」という）11項）。将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる具体的な態様は様々であり、自社利用のソフトウェアの資産計上要件を包括的に掲げることは困難と考えられることから、実務指針ではソフトウェアが資産計上される場合の一般的な例が示されています。

1) 通信ソフトウェア又は第三者への業務処理サービスの提供に用いるソフトウェア等を利用することにより、会社（ソフトウェアを利用した情報処理サービスの提供者）が、契約に基づいて情報等の提供を行い、受益者からその対価を得ることとなる場合

2) 自社で利用するためにソフトウェアを制作し、当初意図した用途に継続して利用することにより、当該ソフトウェアを利用する前と比較して会社（ソフトウェアの利用者）の業務を効率的又は効果的に遂行することができると明確に認められる場合

3) 市場で販売しているソフトウェアを購入し、かつ、予定した用途に継続して利用することによって、会社（ソフトウェアの利用者）の業務を効率的又は効果的に遂行することができると認められる場合

自社利用のソフトウェアに係る資産計上の開始時点は、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる状況になった時点であり、そのことを立証できる証憑に基づいて決定します。そのような証憑としては、例えば、ソフトウェアの制作予算が承認された社内稟議書、ソフトウェアの制作原価を集計するための制作番号を記入した管理台帳等が考えられます（実務指針12項）。

自社利用のソフトウェアに係る資産計上の終了時点は、実質的にソフトウェアの制作作業が完了したと認められる状況になった時点であり、そのことを立証できる証憑に基づいて決定します。そのような証憑としては、例えば、ソフトウェア作業完了報告書、最終テスト報告書等が考えられます（実務指針 13 項）。

自社利用のソフトウェアの減価償却は、その利用の実態に応じて最も合理的と考えられる方法を採用すべきです。一般的には、定額法による償却が合理的だと考えられます。定額法を採用した場合、償却の基礎となる耐用年数は、当該ソフトウェアの利用可能期間によるべきですが、原則として5年以内の年数とし、5年を超える年数とするときには、合理的な根拠に基づくことが必要です（実務指針 21 項）。

自社利用のソフトウェアでもサービス提供に用いるソフトウェアで将来の獲得収益を見積もることができるものなど、見込販売収益に基づく減価償却を行う方が費用・収益の対応の観点からより合理的な場合もあるものと考えられます。各企業がその利用の実態に応じて最も合理的な方法を採用すべきである点に留意が必要です（研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ&A Q&A23）。

なお、自社利用のソフトウェアについては、「固定資産減損会計基準」が適用されます。

一方で自社利用のソフトウェアであっても、定額法による減価償却を採用せず見込販売収益に基づく減価償却を行う方法を採用している場合には、未償却残高が翌期以降の見込販売収益を上回ったときに当該超過額を一時の費用又は損失として処理することが可能であると考えられます。